

返抄文言が記されて郡に戻り、郡司の署名が裏面に記されたと想定される。裏面の「於保臣雄公」は、『続日本後紀』承和七年（八四〇）三月二二日（戊子）条・同一〇年一月一五日（己亥）条・同一一年正月八日（辛卯）条に見える磐城郡大領「磐城臣雄公」と同一人物と考えられる。(5)は馬の買い替えの記録簡。「駿无」と身体的特徴がないことを表す。「歳四」は、交尾可能な年齢の牝馬（厩牧令牧牝馬条）と、「六百束」は陸奥国の駢馬（上馬）の価格（延喜式一主税上）とそれぞれ対応する。(9)は僧名と俗名、經典名と經典の読経回数を記す。優婆塞貢進文に似るが、僧名を記す点が異なり、沙弥などの修行に関するメモ的な記録簡であろう。(11)は磐城郡家に附属する厩に「丈部某」という「伝子」が所属していたことを窺わせる。(13)～(17)は稻の品種を記す木簡で、(13)は「しろいね」「しろしね」、(14)は「わさ」（早稲の品種）、(15)は「ちくらこ」と訓読される。(16)(17)は形状・記載様式・数量などから、(13)～(15)と同種の木簡と推定されるが、本遺跡では、他にも同種の木簡が二点出土している（本誌第一七号(15)(16)）。(15)(16)裏面の日付は、貢進日ではなく、播種日と考えられる。(18)は追加分の納入に関するものであろう。

8 関係文献

いわき市教育委員会『荒田目条里遺跡』（一〇〇一年）

(岩宮隆司（大阪市立大学）)

- (1) 寺米日記并上返抄国解
 - 人 上返抄者郡大 〔健カ〕
- (145)×32×3 081

大分・飯塚遺跡（第二二二号）

所在地 大分県東国東郡国東町大字鶴川字キリウ
調査期間 一九九九年（平11）一月～九月
発掘機関 国東町教育委員会

1	所在地	大分県東国東郡国東町大字鶴川字キリウ
2	調査期間	一九九九年（平11）一月～九月
3	発掘機関	国東町教育委員会
4	調査担当者	永松みゆき・藤本啓一
5	遺跡の種類	集落・泥湿地包含層
6	遺跡の年代	八世紀後半～一〇世紀
7	木簡の訛文・内容	

本誌第二二号で報告した段階では、本遺跡は汀に立地し、九世紀頃に農業経営に加え木製品・金属製品の製作をも行なうという多角的経営の拠点であったが、それが寺院・貴族などによる荘園経営なのか、在地有力者による経営なのかは明確ではなかった。

その後、出土遺物の整理を進める中で、次の五点が新たに見つかった。木簡の総点数は五五点となる。遺跡の性格に大きく関わる材料となるので、以下、誌面をかりて補論を述べることとする。

(2)	「大□□物□神」 〔以カ〕	(154)×25×6 011
(3)	「万カ」 □志□	(38)×21×2 081
(4)	「志カ」 「△□□」	(85)×15×5 039
(5)	「五目カ」 □□ □□	(192)×49×3 081

(1)の上下両端は二次的な切り折り。廃棄のためか。(2)の上端はやや細めて頭部を丸くし、下端は斜めに切る。(3)は上下両端が折れており、(4)の下端は折れ、下半部の表面は文字を書いた後に削られている。(5)は包丁のような形に二次的に整形したもので、そのため文字の左半分が切り取られている。

このうち注目されるのは(1)の文書木簡である。上下は二次的に切られているから、文章は上下にまだ続くとみられる。冒頭に見える「寺米日記」は、寺の領有下にある米の出納に関する、日々の記録であろう。「上返抄国解」の「上」は「たてまつる」の意。「返抄国解」は返抄と国解、あるいは返抄である国解の意味であろうが、いずれにせよ国解の宛所は、西海道においては大宰府である。裏面の「上返抄者郡大□□」は、実際に返抄を大宰府に届ける人が「郡大□」であることを示す。「大□」は大領であろうか。その下の姓が「健」で始まるなら、健部の可能性がある。健部は建部と表記することが多いが、西海道では大宝二年（七〇一）「筑前国嶋郡川辺里戸

籍」「豊前国仲津郡丁里戸籍」や、肥後国飽田郡（『続日本後紀』承和四年二月丙申朔条）などで確認できる。

この木簡は本遺跡の性格を考える上で重要である。すなわちこれまで不明であった経営主体は、「寺」であったと考えられる。本誌第一二二号²⁰木簡には「珍榮師」という僧侶名も見えた。「寺米日記」については、同(5)木簡が注意される。それは九月から一二月にわたる、「加納春息米」の日毎の収納量を書き付けた「倉札」であった。これこそ「寺米日記」そのもの、ないしはその素材となつた記録であろう。また本遺跡の経営が、大宰府あるいは国郡司などの西海道の地方行政機関とも関わることがうかがえる。同²⁰の檜扇に「大式從四位上藤原朝臣」と書かれていたことも、それと符合する。これらの手がかりから浮かび上がる経営主体は、飯塚遺跡からも程近い豊前国宇佐郡にあつた、有力社である宇佐神宮およびその神宮寺であろう。

宇佐神宮は『延喜式』神名帳では八幡大菩薩宇佐宮・比売神社・大帶姫廟神社からなり、また神宮寺としては弥勒寺と比咩神宮寺とが記載される。同社は朝廷の崇拝を受け、多くの封戸や位田を与えられた。すなわち前年の大宰少弐藤原広嗣の乱を契機とした天平二三年（七四一）閏二月の封一〇戸の施入を初見に（『続日本紀』同月甲戌条、『東大寺要録』卷四弘仁二二年八月一五日太政官符）、天平勝宝元年（七四三）一二月に八幡神が東大寺大仏の造営に協力すると託宣して入

京したのに伴つて、翌年一月には封三八〇戸（これ以前のものと合わせて計八〇〇戸）・位田三〇町（同じく計八〇町）、比売神へ封六〇〇戸・位田六〇町（『続日本紀』同月戊子条）が施入された。しかるに同七歳三月には託宣が偽りであつたとして、すべての封戸と水田は返上され、通常の神田のみが残された（『同』同月丁亥条）。だがその後天平宝字八年（七六四）九月に恵美押勝の乱を契機に封二五戸が与えられ（『同』同月癸亥条）、さらに天平神護二年（七六六）四月には八幡比咩の封六〇〇戸（『同』同月丙申条）が復活した。そして延暦一七年（七九八）年一二月には天平勝宝七歳三月に返上された封一四〇〇戸・位田一四〇町は、大宰府の府庫に納めるべしとの太政官符が出ているから（『新抄格勅符抄』同月二日太政官符）、大宰府による管理を受けるとは言え、ここに完全に復活したことになる。さらには翌年一月五日には民部省符に未載の一〇戸を加え一四一〇戸になり、同時にそのうちの比咩神分の六一〇戸については春秋の祭料を宮に割り当て、その残りは大宰府ではなく神宮に納め、府官と宮司が共に出納に当たれとの太政官符が出された（『同』同日太政官符）。なお前者の太政官符によれば、返上された封戸と位田は造神宮寺料に充てられていたことがわかる。これらの多くの封戸の出納に関してはその後、大同三年（八〇八）年七月に大宰府官の閲与をやめ、豊前国司と神宮司とで行なわせ、年度末に大宰府に報告されるようになった（『類聚三代格』同月一六日太政官符）。

さて、右にあげた封戸の所在地について語るのは、『八幡宇佐御神領大鏡』（到津文書、『大分県史料』二四）である。それによれば、豊前国四一〇烟（戸）、豊後国一一五烟、日向国一一五烟で、豊後では大野郡に五〇烟あり、これは緒方庄にあたり、国崎郡には六五烟あって、それは安岐・武藏・来縄郷であるという。封戸は当然ながら豊前に最も多く置かれたが、それとともに豊後、とりわけ国崎郡の三郷にもあつたことが注目される。ただし国前郷にはなかつた。同郷は建久八年（一一九七）「豊後国岡田帳」（鎌倉遺文（古文書編）二〇一五七〇一号）には、国崎郡唯一の国衙領と記される。したがつて国前郷内とみられる飯塚遺跡が、宇佐神宮の封戸の所在地であつたとすることはできない。しかし封戸の所在地の一つ武藏郷については、本誌一二号²⁹木簡の「武藏里長」の記載との関連がうかがえる。

また同神宮の封戸の出納については、大同三年七月一六日太政官符によつて当国司と神宮とが共同してあたることになつたが、寛平元年（八八九）一一月一七日に從四位上行大式藤原朝臣保則と正六位上行少典和爾臣安身によつて作られた「宇佐八幡宮行事例定文」（平安遺文（古文書編）九一四五四九号）の第三十九条中の「三箇国司入封、請宮返抄勘会公文、其來已久」によれば、封戸所在地の三つの国司が神宮の封物の返抄を受け取り、公文を勘会することになつてゐる。それは大宰府に報告されたはずである。木簡に見える「返

抄并国解」というのは、まさにその返抄とそれを送付する旨の国解という意味であろう。

さらに飯塚遺跡は国東半島の東端、田深川の下流域、現国東港から西南約1kmの所にあり、古代の国崎津にも近かつたとみられる。

国崎津は、延暦一五年（八〇六）一月二一日太政官符（類聚三代格）によれば、豊後だけでなく日向国の「兵衛采女資物運漕人物船」も立ち寄つており、九州東岸部全域の海上交通に大きな役割を果たしていたことがわかる。そして宇佐神宮は日向にも封戸を所有していた。日向からの封戸米の輸送には、当然陸路より海路を利用したであろう。その米は、延暦一七年一二月から大同三年七月までは大宰府の府庫に納められたが、それ以外の時期は神宮に入った。したがつて封戸米を運ぶ船が、神宮に近い国崎津に入つたことも十分に想定される。

こうしたことから、飯塚遺跡には豊後・日向に置かれた宇佐神宮の封戸米を中継・保管し、さらに運用するような施設があつたと判断したい。そこに豊後国司や大宰府が関わり、また僧侶や寺の関与が認められることも無理なく理解できる。本誌二二号(5)木簡の「倉札」から予想される大量の米の獲得も、遺跡周辺の田深川流域の水田のみではなく、他地域からの大量搬入によるものであろう。しかし本遺跡はそれとどまらず、水田の直接経営や木・金属製品の製作まで行なっている。これらは封戸米に関わる施設を核にして、同

地で新たに行なわれるようになったものと考えられよう。

ただ国前郷は前述のように、その後国崎郡唯一の国衙領であつて、宇佐神宮の莊園にはなつてない。このことは飯塚遺跡の經營が、長期的には存続しなかつたことを意味する。それがいかなる歴史的縁緒によるのか、水田や工房はどこにあつたのかなど、残された課題は多い。

なお木簡の性格をめぐつては、西別府元日（広島大学）・飯沼賢司（別府大学）両氏のご教示を得た。

8 関係文献

国東町教育委員会『飯塚遺跡 国東町文化財調査報告書第一六集』（二〇〇一年）

（鎌野和己（奈良女子大学））



（赤外線デジタル写真）